

令和8年度浄水水質基準項目検査結果

(採水日 R8. 4. 8)

No.	項目	基準値	単位	第1浄水場系	第2浄水場系	第3浄水場系	第4浄水場系	長崎ポンプ場系		区分	備考
1	一般細菌	100以下	個/ml	0	0	0	0	0		細菌	健康に 関連する 項目
2	大腸菌	不検出	—	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず			
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	mg/l				< 0.0003			無機物 / 重金属	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	mg/l				< 0.00005				
5	セレン及びその化合物	0.01以下	mg/l				< 0.001				
6	鉛及びその化合物	0.01以下	mg/l				< 0.001				
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	mg/l				< 0.001	0.002			
8	六価クロム化合物	0.02以下	mg/l				< 0.002				
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	mg/l	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	mg/l	0.49	1.87	0.60	0.45	1.24			
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	mg/l				< 0.08				
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	mg/l				< 0.1				
14	四塩化炭素	0.002以下	mg/l				< 0.0002				
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	mg/l				< 0.005				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001			
17	ジクロロメタン	0.02以下	mg/l				< 0.001				
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/l				< 0.001				
19	トリクロロエチレン	0.01以下	mg/l				< 0.001				
20	PFOS及びPFOA	0.00005以下	mg/l	< 0.000005	< 0.000005	< 0.000005	< 0.000005	< 0.000005			
21	ベンゼン	0.01以下	mg/l				< 0.001				
22	塩素酸	0.6以下	mg/l	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06			
23	クロロ酢酸	0.02以下	mg/l	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002			
24	クロロホルム	0.06以下	mg/l	0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001			
25	ジクロロ酢酸	0.03以下	mg/l	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003			
26	ジブromクロロメタン	0.1以下	mg/l	< 0.001	0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.001			
27	臭素酸	0.01以下	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001			
28	総トリハロメタン	0.1以下	mg/l	0.004	0.003	< 0.001	< 0.001	< 0.001			
29	トリクロロ酢酸	0.03以下	mg/l	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003			
30	ブromジクロロメタン	0.03以下	mg/l	0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001			
31	ブromホルム	0.09以下	mg/l	< 0.001	0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001			
32	ホルムアルデヒド	0.08以下	mg/l	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008			
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	mg/l				0.002				
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	mg/l				< 0.01				
35	鉄及びその化合物	0.3以下	mg/l				< 0.03				
36	銅及びその化合物	1.0以下	mg/l				< 0.01				
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	mg/l				5.0		味		
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	mg/l				< 0.001		着色		
39	塩化物イオン	200以下	mg/l	4.3	8.7	5.0	4.8	15.9			
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	mg/l	22	58	54	54	59	味		
41	蒸発残留物	500以下	mg/l	56	114	98	96	125			
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	mg/l				< 0.02		発泡		
43	ジェオスミン	0.00001以下	mg/l				< 0.000001		カビ臭		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	mg/l				< 0.000001				
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	mg/l	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	発泡		
46	フェノール類	0.005以下	mg/l				< 0.0005		臭気		
47	有機物(TOC)	3.0以下	mg/l	0.4	0.4	< 0.3	< 0.3	< 0.3	味		
48	PH値	5.8~8.6	—	7.4	7.0	7.2	7.3	7.0			
49	味	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	基礎的 性状		
50	臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			
51	色度	5以下	度	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5			
52	濁度	2以下	度	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1			
	遊離残留塩素	—	—	0.32	0.24	0.34	0.20	0.24	—	—	

※ NO. 7 砒素の検査回数については、長崎ポンプ場が年4回、他は年1回である。

※ 第4浄水場については、全項目を年4回行う。

※ NO. 43 ジェオスミン、NO. 44 2-メチルイソボルネオールの検査回数については、第1浄水場が年4回、他は年1回である。

※健康に関連する項目(32項目)人が生涯にわたり、連続的な摂取をしても健康に影響が生じない水質を基に基準値が定められている。

※水道水が有すべき性状に関連する項目(20項目)色・濁り・匂い等、生活利用上や腐食など水道施設の管理上障害が生じる恐れのないレベルを基に基準値が定められている。

令和8年度浄水水質基準項目検査結果

(採水日 R8. 4. 8)

No.	項目	基準値	単位	綾里浄水場系	砂子浜浄水場系	小石浜浄水場系	甫嶺浄水場系	越喜来浄水場系	崎浜浄水場系	区分	備考
1	一般細菌	100以下	個/ml	0	0	0	0	0	0	細菌	健康に 関連する 項目
2	大腸菌	不検出	—	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	mg/l							無機物 / 重金属	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	mg/l								
5	セレン及びその化合物	0.01以下	mg/l								
6	鉛及びその化合物	0.01以下	mg/l								
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	mg/l								
8	六価クロム化合物	0.02以下	mg/l								
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	mg/l	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	mg/l	1.13	0.91	1.31	0.67	0.35	1.03		
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	mg/l								
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	mg/l	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1		
14	四塩化炭素	0.002以下	mg/l							一般 有機物	
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	mg/l								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001		
17	ジクロロメタン	0.02以下	mg/l								
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/l								
19	トリクロロエチレン	0.01以下	mg/l								
20	PFOS及びPFOA	0.00005以下	mg/l	< 0.000005	< 0.000005	< 0.000005	< 0.000005	< 0.000005	< 0.000005		
21	ベンゼン	0.01以下	mg/l								
22	塩素酸	0.6以下	mg/l	< 0.06	< 0.06	< 0.06	0.12	< 0.06	0.08	消毒副 生成物	
23	クロロ酢酸	0.02以下	mg/l	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002		
24	クロロホルム	0.06以下	mg/l	0.002	0.025	0.007	0.011	0.004	0.014		
25	ジクロロ酢酸	0.03以下	mg/l	< 0.003	0.028	0.007	0.011	0.004	0.011		
26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	mg/l	0.001	0.001	0.002	< 0.001	< 0.001	0.001		
27	臭素酸	0.01以下	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001		
28	総トリハロメタン	0.1以下	mg/l	0.004	0.033	0.014	0.015	0.005	0.020		
29	トリクロロ酢酸	0.03以下	mg/l	< 0.003	0.025	0.008	0.015	0.005	0.012		
30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	mg/l	0.001	0.007	0.005	0.004	0.001	0.005		
31	ブロモホルム	0.09以下	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001		
32	ホルムアルデヒド	0.08以下	mg/l	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008	< 0.008	着色	
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	mg/l								
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	mg/l								
35	鉄及びその化合物	0.3以下	mg/l								
36	銅及びその化合物	1.0以下	mg/l								
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	mg/l								味
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	mg/l								着色
39	塩化物イオン	200以下	mg/l	8.3	10.9	7.9	4.6	4.5	8.2		味
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	mg/l								味
41	蒸発残留物	500以下	mg/l								発泡
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	mg/l								
43	ジェオスミン	0.00001以下	mg/l							カビ臭	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	mg/l								
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	mg/l							発泡	
46	フェノール類	0.005以下	mg/l							臭気	
47	有機物(TOC)	3.0以下	mg/l	0.3	1.3	0.6	0.7	0.5	0.9	味	
48	PH値	5.8~8.6	—	7.5	7.4	7.5	7.5	7.3	7.2	基礎的 性状	
49	味	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし		
50	臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし		
51	色度	5以下	度	< 0.5	1.7	< 0.5	< 0.5	< 0.5	1.7		
52	濁度	2以下	度	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1		
	遊離残留塩素	—	—	0.42	0.22	0.30	0.42	0.50	0.22	—	—

※ NO. 7 砒素の検査回数については、長崎ポンプ場が年4回、他は年1回である。

※ 第4浄水場については、全項目を年4回行う。

※ NO. 43 ジェオスミン、NO. 44 2-メチルイソボルネオールの検査回数については、第1浄水場が年4回、他は年1回である。

※健康に関連する項目(32項目)人が生涯にわたり、連続的な摂取をしても健康に影響が生じない水質を基に基準値が定められている。

※水道水が有すべき性状に関連する項目(20項目)色・濁り・匂い等、生活利用上や腐食など水道施設の管理上障害が生じる恐れのないレベルを基に基準値が定められている。

令和8年度浄水水質基準項目検査結果

(採水日 R8. 4. 8)

No.	項目	基準値	単位	本郷浄水場系	根白浄水場系					区分	備考
1	一般細菌	100以下	個/ml	0	0					細菌	健康に 関連する 項目
2	大腸菌	不検出	—	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	mg/l							無機物 / 重金属	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	mg/l								
5	セレン及びその化合物	0.01以下	mg/l								
6	鉛及びその化合物	0.01以下	mg/l								
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	mg/l								
8	六価クロム化合物	0.02以下	mg/l								
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	mg/l	< 0.004	< 0.004						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	mg/l	< 0.001	< 0.001						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	mg/l	0.08	0.33						
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	mg/l								
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	mg/l	< 0.1	< 0.1						
14	四塩化炭素	0.002以下	mg/l							一般 有機物	
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	mg/l								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/l	< 0.001	< 0.001						
17	ジクロロメタン	0.02以下	mg/l								
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/l								
19	トリクロロエチレン	0.01以下	mg/l								
20	PFOS及びPFOA	0.00005以下	mg/l	< 0.000005	< 0.000005						
21	ベンゼン	0.01以下	mg/l								
22	塩素酸	0.6以下	mg/l	0.07	< 0.06					消毒副 生成物	
23	クロロ酢酸	0.02以下	mg/l	< 0.002	< 0.002						
24	クロロホルム	0.06以下	mg/l	0.021	0.017						
25	ジクロロ酢酸	0.03以下	mg/l	0.024	0.019						
26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	mg/l	< 0.001	< 0.001						
27	臭素酸	0.01以下	mg/l	< 0.001	< 0.001						
28	総トリハロメタン	0.1以下	mg/l	0.023	0.020						
29	トリクロロ酢酸	0.03以下	mg/l	0.027	0.022						
30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	mg/l	0.002	0.003						
31	ブロモホルム	0.09以下	mg/l	< 0.001	< 0.001						
32	ホルムアルデヒド	0.08以下	mg/l	< 0.008	< 0.008						
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	mg/l							着色	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	mg/l								
35	鉄及びその化合物	0.3以下	mg/l								
36	銅及びその化合物	1.0以下	mg/l							味	
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	mg/l								
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	mg/l							着色	
39	塩化物イオン	200以下	mg/l	3.7	4.2						
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	mg/l							味	
41	蒸発残留物	500以下	mg/l								
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	mg/l							発泡	
43	ジェオスミン	0.00001以下	mg/l								
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	mg/l							カビ臭	
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	mg/l								
46	フェノール類	0.005以下	mg/l							発泡	
47	有機物(TOC)	3.0以下	mg/l	1.3	1.0						
48	PH値	5.8~8.6	—	7.2	7.3					臭気	
49	味	異常でないこと	—	異常なし	異常なし						
50	臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし					基礎的 性状	
51	色度	5以下	度	1.9	1.7						
52	濁度	2以下	度	< 0.1	< 0.1						
	遊離残留塩素	—	—	0.22	0.40						

※ NO. 7 砒素の検査回数については、長崎ポンプ場が年4回、他は年1回である。

※ 第4浄水場については、全項目を年4回行う。

※ NO. 43 ジェオスミン、NO. 44 2-メチルイソボルネオールの検査回数については、第1浄水場が年4回、他は年1回である。

※健康に関連する項目(32項目)人が生涯にわたり、連続的な摂取をしても健康に影響が生じない水質を基に基準値が定められている。

※水道水が有すべき性状に関連する項目(20項目)色・濁り・匂い等、生活利用上や腐食など水道施設の管理上障害が生じる恐れのないレベルを基に基準値が定められている。